利府町明るい選挙推進協議会規約

(名称)

- 第1条 この会は、利府町明るい選挙推進協議会(以下「本会」という。)という。 (目的)
- 第2条 本会は、選挙が明るく正しく行われるよう積極的に推進して理想選挙の実現を図り、もって民主政治の健全なる発展に寄与することを目的とする。 (事業)
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 明るい選挙推進のための調査・研究及び企画に関すること。
 - (2) 明るい選挙推進のための指導者の養成。
 - (3) 話し合いの活動(地域等グループにより身近な問題を取上げ、相互に話し合うことによって選挙人の政治常識を豊かにし、選挙道義を高める活動をいう)助言者の養成・研修を行うこと。
 - (4) 明るい選挙推進について、啓発官伝及び明るい選挙運動の普及、資料作成。
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 本会は、利府町明るい選挙推進員(以下「推進員」という。)をもって組織し、推進員は町内に居住し、かつ選挙権を有する者で、本会及び行政区等から推薦された者並びに自ら申し出た者をもって組織する。

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 3名

(会長及び副会長)

- 第6条 会長及び副会長は、総会において選出する。
- 2 会長は、会務を統括し、会議の議長となり、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

- 第7条 幹事は、総会において選出する。
- 2 幹事は、会長の命を受けて事業を担当する。

(任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げず、補欠により就任したとき の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 推進員の任期は、自ら辞職する旨の意思表示があり、会長がこれを受理したときまでとする。

(参与)

第9条 参与は、利府町選挙管理委員会委員の職にある者をもってあて、総会及び臨時会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び臨時会議とし、会長が招集する。

- (1) 総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時会議は、会長が必要としたとき、これを招集する。
- 2 会議は、次の事項を協議決定する。
 - (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること。
 - (2) 規約の改廃に関すること。
 - (3) その他、本会の運営について会長が特に必要と認めた事項。
- 3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

- 第11条 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、会長が必要と認めたとき 招集する。
- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業の具体的実施方法に関すること。
 - (2) 総会により委任された事項。
 - (3) 総会に附議すべき事項。
 - (4) その他、会長が特に必要と認めた事項。

(事務局)

- 第12条 本会の事務を処理するため利府町明るい選挙推進協議会事務局(以下「事務局」という。)を利府町選挙管理委員会事務局内に置く。
- 2 事務局に事務局長及び書記を置く。
- 3 事務局長は、利府町選挙管理委員会事務局書記長をもってあてる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、書記を指揮して本会の事務を処理する。
- 5 書記は、利府町選挙管理委員会書記をもってあてる。
- 6 書記は、事務局長の命を受け、本会の事務に従事する。

(財務等)

- 第13条 本会の経費は、町の予算から執行する。
- 2 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。 (補則)
- 第14条 この規約に規定するもののほか、本会運営に関して必要と認める事項は、 その都度会長が定める。

附則

- 1 この規約は、平成8年6月1日から施行する。
- 2 本会の当初の役員任期は、第8条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から 平成10年3月31日までとする。
- 3 本会の当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成9年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成11年4月1日から適用する。

附即

この規約は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成26年4月1日から適用する。

利府町明るい選挙推進員設置要領

1. 趣 旨

利府町明るい選挙推進協議会の活動を全町に浸透させるために明るい選挙推進 員を設置し、明るい選挙推進運動の機運を一層強く盛り上げるものとする。

2. 対象及び委嘱要領

明るい選挙推進員は、行政区長が当該地区内の選挙権を有する者から明るい選 挙推進運動の趣旨を理解し、積極的に運動に協力してくれる者として推薦された 者及び協議会が推進する者、自ら申し出た者とする。

3. 活動内容

明るい選挙推進員の主な活動内容としては、選挙管理委員会と緊密な連携をと りながら地区内における話し合い活動の実践及び明るい選挙推進協議会や選挙管 理委員会の行う啓発活動への協力等により明るい選挙推進運動の普及徹底を図る。 また、明るい選挙推進員相互の連絡を緊密にし、情報の交換、相互研究等によ り、常時効果的な活動態勢を保持するように努める。

4. その他

- (1) 明るい選挙推進員の任期は自ら辞職する旨の意思表示があり、会長がこれ を受理したときとする。
- (2) 明るい選挙推進員には、報酬を支給しない。
- (3) 明るい選挙推進員に対しては、明るい選挙推進資料を配布するとともに、 研修等を実施する。

◎事業計画

- 1. 常時啓発
 - 啓発用フィルム等の上映、政治学習会 1)教養講座
 - 2) 講 滀
- 2. 選挙時啓発
 - 1) 広報活動 ・町内広報
 - 2) 街頭啓発
- ・ 啓発用チラシ配布 (駅前等)
- 3) 事務所訪問 ・候補者事務所訪問(町の選挙時)
- 3. その他

宮城県明るい選挙推進協議会等の行事に参加。

利府町明るい選挙推進協議会感謝状贈呈基準

1. 目 的

推進員として本会の発展に功績のあった方へ感謝状を贈るもの。

2. 贈呈の基準

推進員として6年以上在職した方

3. 贈呈日

辞職後の総会の中で贈呈する。

4. 贈呈の方法

感謝状に記念品を添えて行う。